

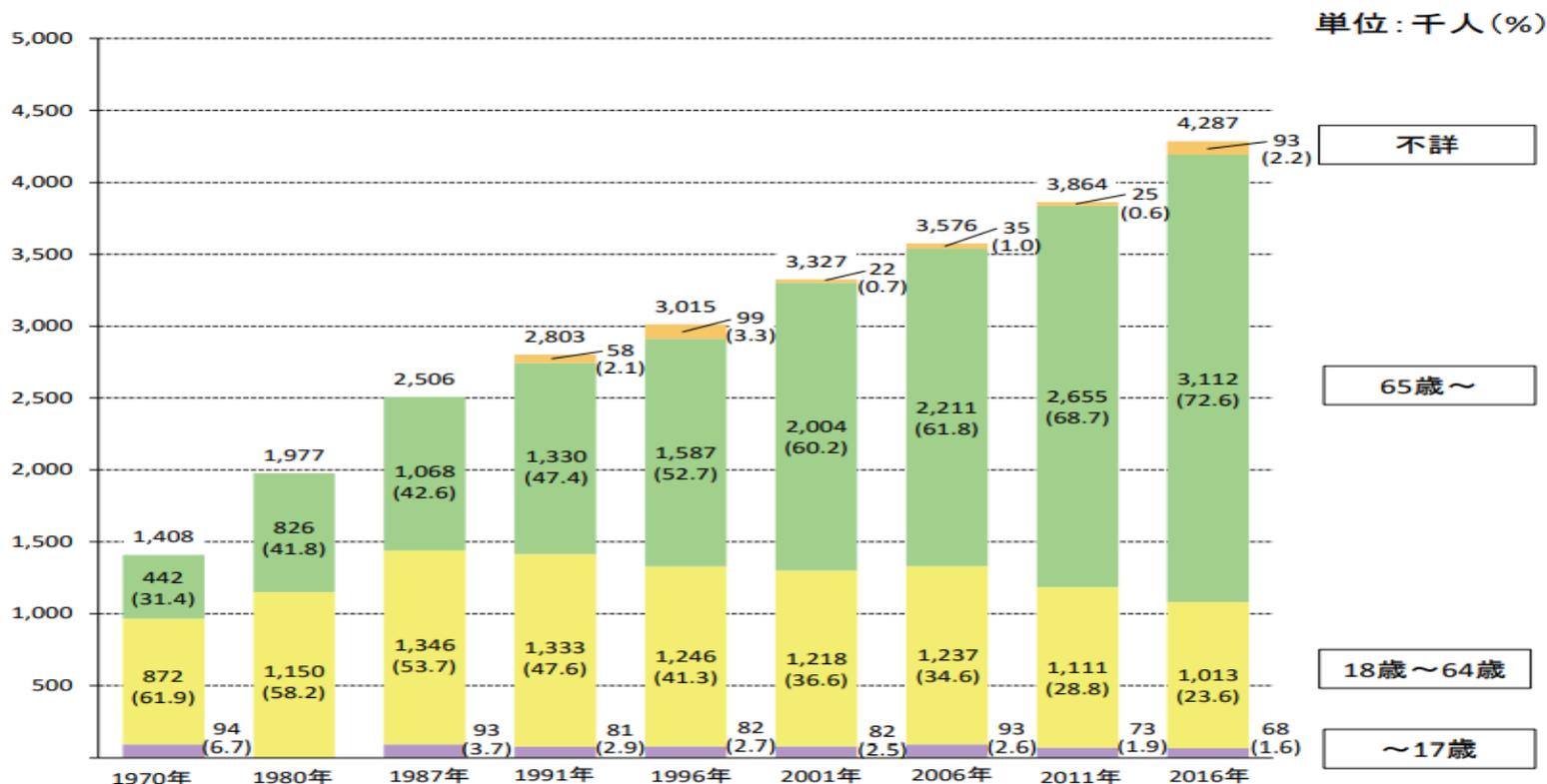
障害福祉分野の現在から近未来の課題

小澤 温(筑波大学)

内容

- (1) データからみる障害者の実態(障害者白書・R4・6月による)
- (2) 障害者福祉制度と介護保険制度
- (3) 「親亡き後」と地域生活支援拠点
- (4) 障害者支援施設の今後に向けて

年齢階層別障害者数の推移(身体障害児・者、在宅)

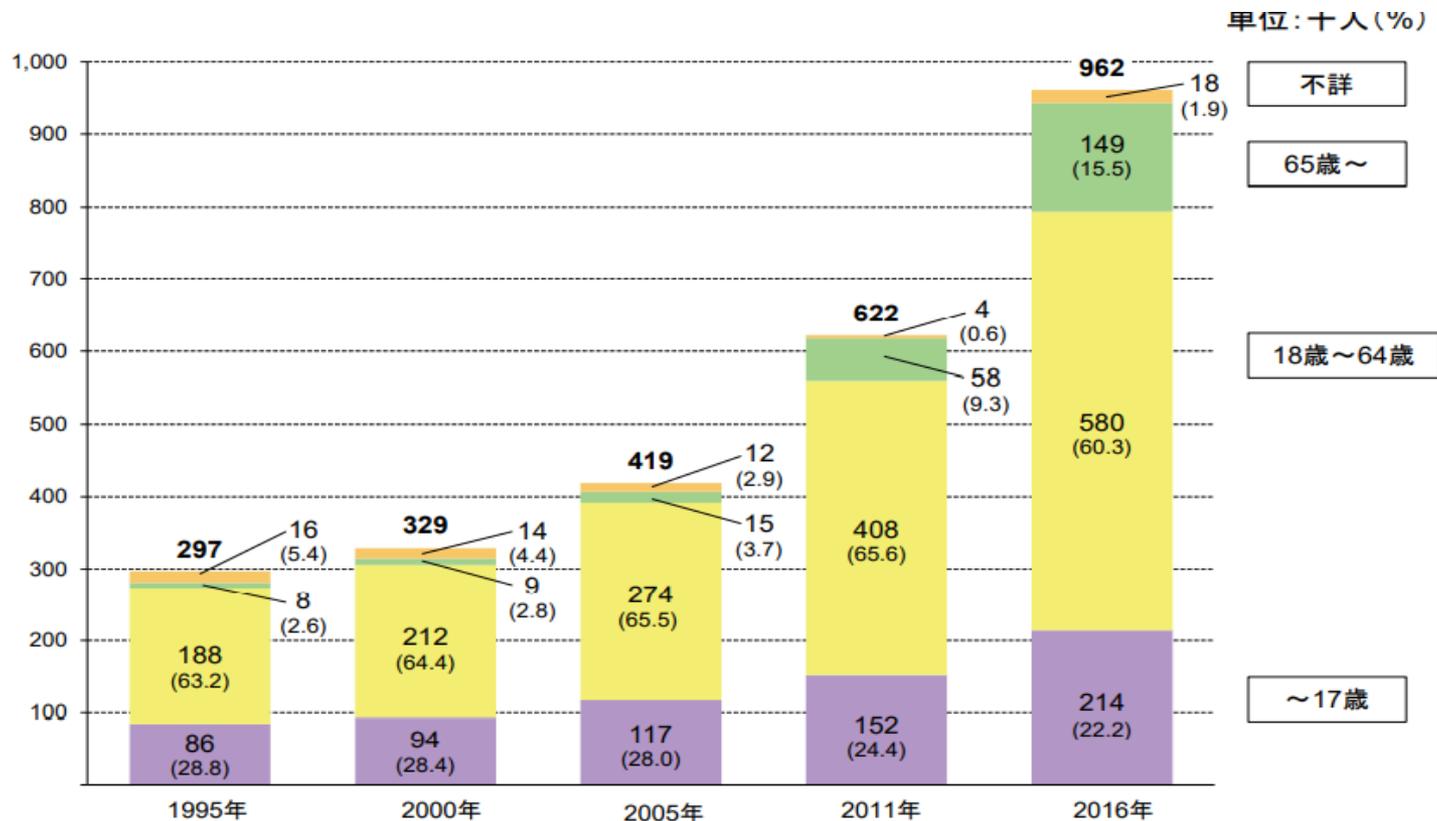


注1: 1980年は身体障害児(0~17歳)に係る調査を行っていない。

注2: 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料: 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(~2006年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者、在宅)

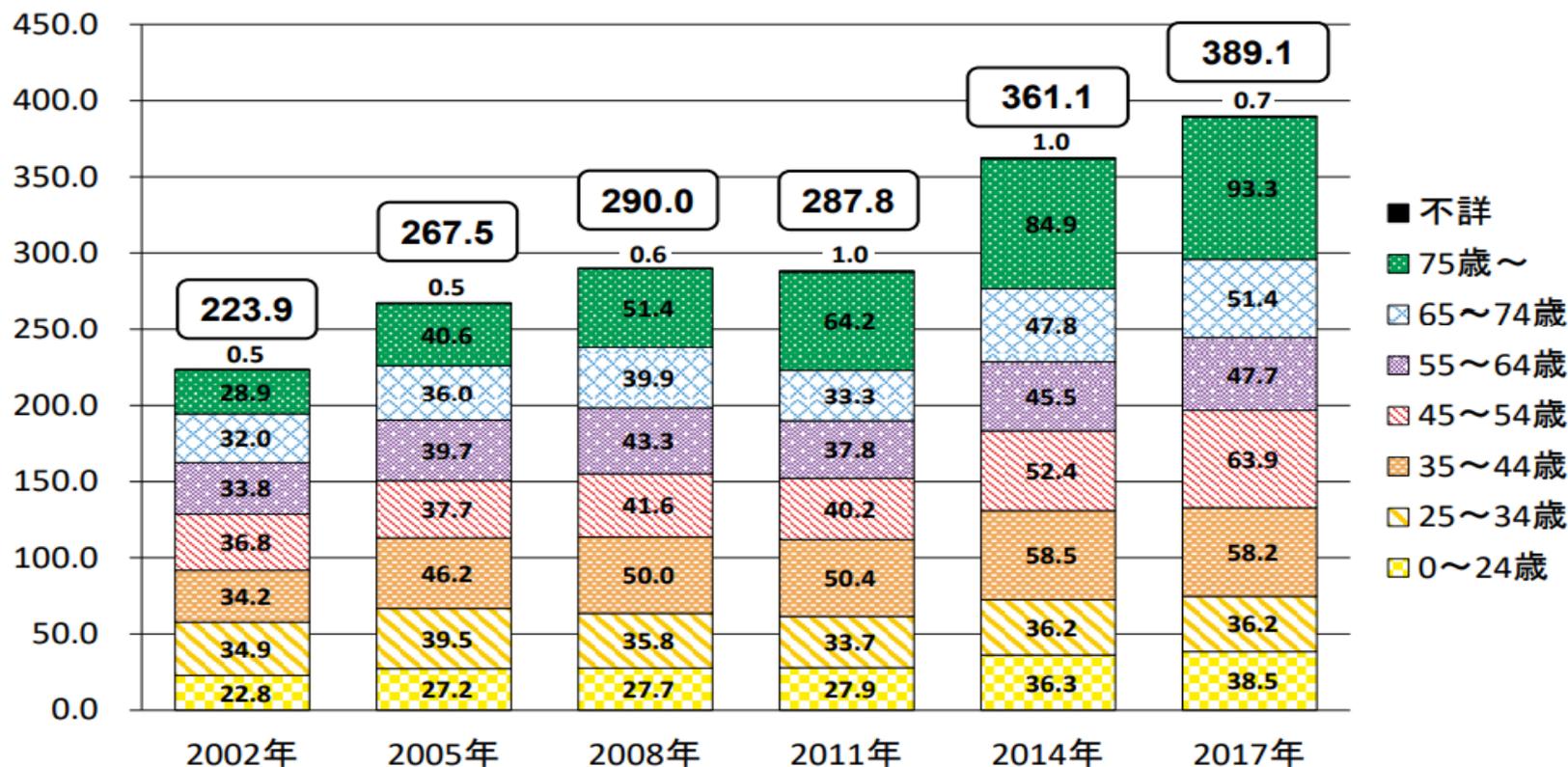


注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~2005年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者、外来)

(単位:万人)



注1：2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「患者調査」(2017年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

高齢の障害者に対する支援のあり方についての社会保険審議会・障害者部会(2016年時)での課題認識(1)

- 障害者が介護保険サービスを利用する場合、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の事業所を利用する場合がある。→2016年の法改正で共生型サービスを創設。
- 障害福祉制度の利用者負担が介護保険制度の利用者負担の上限と異なっていることから、介護保険サービスを利用する場合、介護保険制度の利用者負担がかなり生じる。→2016年の法改正時に低所得者に対しての激変緩和措置。
- 障害福祉サービスの支給量が介護保険サービスのみによって確保できない場合、自治体によっては障害福祉サービスの上乗せ支給が十分に行われず、介護保険サービスの利用により支給量が減少する。→自治体間格差問題。

高齢の障害者に対する支援のあり方についての社会保険審議会・障害者部会(2016年時)での課題認識(2)

- 障害福祉サービス・介護保険サービスの併給事例、障害者の家族の要介護問題など、障害福祉制度と介護保険制度の緊密な連携の必要性に応じた相談支援専門員と介護支援専門員との連携の仕組みとしての必要性。
- 障害福祉サービス事業所では高齢者支援のノウハウ、介護保険事業所では障害者支援のノウハウが乏しい。
- 障害者の「親亡き後」への備えの必要性。

「親亡き後」の対策としての地域支援拠点の整備(市町村・圏域での整備義務)の5つの機能

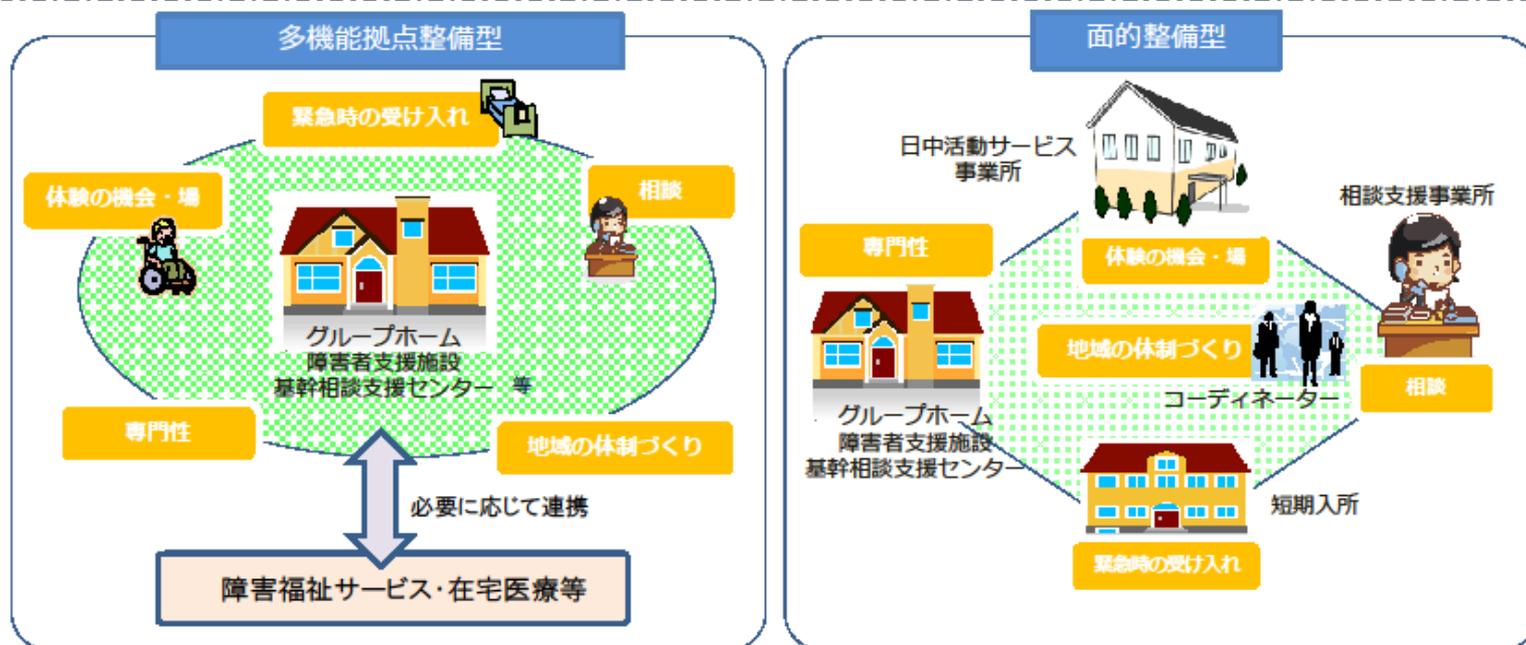
- 相談支援機能、24時間相談
- 緊急時対応、(ショートステイ、グループホーム)
- 体験の機会、場の確保
- 専門的人材の確保・養成
- 地域支援機能、地域の体制づくり

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



障害分野から周辺分野への問題の広がり

- 8050問題は、高齢者（介護保険対象者）と障害者（障害福祉サービス対象者）の問題から、高齢者（必ずしも介護保険対象者ではない）とひきこもり者（現時点ではどのサービスの対象にならない）の問題へ移行してきている。
- 後者の場合、制度化されたサービスの調整（いわゆるケアマネジメント）では対応ができない問題になっている。
- そのためには、インフォーマルサービスあるいは地域ネットワークの調整をふまえた共生社会にふさわしい制度横断的なケアマネジメントが必要になってきている。
- 基幹相談支援センター、地域包括支援センターの連携から総合化に向けての取り組みが必要である。

障害者支援施設のあり方への提言

※厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設のあり方に関する実態調査」報告書(2019年3月)より

総論 1. 施設入所者の削減について

- 入所者の個々の状況や希望に応じた丁寧な地域移行を推進することを基本として、入所施設利用の適正化を図ることが望ましいのではないかと。
- ただし、一律に数値の達成を目標とするのではなく、現在不足している地域の受け皿・基盤の整備を進め、障害の程度に関わりなく地域移行が可能となる地域支援体制の構築を目指すべきではないかと。
- 加えて、地域ごとに真に施設入所による支援が必要な場合を検討し、必要とされる方に対しては、適切なサービスの提供や入所施設における生活の質の向上に取り組むことが重要ではないかと。
- 第6期障害福祉計画においては、一律に削減率を定めるのではなく、入所者の個々の状況に応じた意思決定支援、地域の受け皿・基盤の整備、また、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者で協議する場を設け、その検討結果や第5期障害福祉計画の達成状況(実績)等を勘案し、地域毎に定めることとしてはどうか。

総論 2. 地域生活支援における障害者支援施設のあり方について

- 障害者支援施設が、自立支援協議会等を中心に構成されている既存の地域生活支援拠点に積極的に関与し、地域と施設との関係を作ることにより、施設の強みを活かせる体制を構築することが重要ではないかと。
- 地域生活支援体制における重要な役割を担うことを認識したうえで、具体的には、①緊急時の受け入れ・対応、②障害特性を理解した専門的人材の育成、③地域資源等との連携等の機能を果たすことが求められているのではないかと。

障害者支援施設のあり方への提言

各論 1. 看取り・終末期を含む、医療的ケアのあり方について

- 看取り・終末期を含む医療的ケアの状況の際には、障害者支援施設内での体制強化のみでは対応が難しいため、地域の医療機関等との連携によって適切な対応を取れる体制づくりを目指すことが重要ではないか。
- 地域との連携による適切な医療的ケアなどの実施を推進するために、地域との連携のあり方などのソフト面や、施設のバリアフリー化や個室化などのハード面における対応方針をまとめたマニュアルの整備を進めてはどうか。

各論 2. 強度行動障害への支援について

- 障害者支援施設における支援の質を高めるために、適切な支援方法に関する理解を深め、強度行動障害の支援に求められる専門性について明らかにするとともに、実践研修を含めた研修機会を増やし、全体のスキルアップを図る必要があるのではないか。
- 地域移行に向けては、地域としての支援力を高める方策として、入所施設と地域の関係機関とが連携・協働を深め、1人1人の特性に応じた適切な支援策を検討するプロセスが重要ではないか。